


商品類型 No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.0（認定基準案）」への意見と回答

No.	意見箇所	意見内容	回答	
1	2.適用範囲	合成皮革についての基準は設定しないのか。	合成皮革、人工皮革を主材料とする製品を適用範囲に含めることについても検討されましたが、それらの素材の環境負荷に対する評価基準は、天然皮革とは別途検討する必要があるとの結論から、本商品類型の対象外としました。なお、合成皮革、人工皮革の環境対応についても科学的な手法に基づく客観的な基準策定ができるか、今後の検討課題としております。	
2	2.適用範囲	適用範囲において、表面積の60%以上に革を使用した製品を認定の対象としているが、ベルトの表面積は、解説によると、表+裏+バックル部の総面積とされている。ベルトの場合、表が革、裏が人工皮革という製品が多いので、殆どの製品は、今回の基準「表面積の60%以上が革」に適合しない。そうすると、申請できる製品がかなり限られてしまうのではないのか？	ベルトの表面積については、表側、裏側、バックル部の総面積とする考え方がある一方で、裏側は含めず表側のみとする考え方もあります。現在、市場に出回っているベルトの多くが、裏側に合成皮革、人工皮革を使用したものであり、裏側は使用時に表に出ない内側となることから、本商品類型においては、ベルトの表面積を表側のみ（ただしリバーシブル製品は両面）の総面積として扱うこととします。また、ベルト以外の対象製品についても、表面積は着用した状態での表面積を示すこととし、基準に明記するよう修正しました。	
3	3.用語の定義	エコレザー	「エコレザー」の定義で「日本のJESラベルやドイツのSGラベル、エコテックススタンダード 100、EU靴ラベルなどが知られている」と記載されているが、これらはエコレザーを設定するために参考にした、いわゆる環境ラベルであり、エコレザーの定義の説明には不要である。重金属の溶出、ホルムアルデヒドの溶出、発ガン性染料の使用制限など有害物質等に関する一定の基準がJESラベルに相当する。	ドイツのSGラベル、エコテックススタンダード 100、EU靴ラベルも、皮革や繊維に関する有害物質等の基準であり、海外のエコレザー基準といえます。JESラベル（日本エコレザー基準認定ラベル）は、それらを参考にして策定されたエコレザー基準の日本版です。エコレザーは、有害物質等に関する一定の基準を満たした皮革のことで、JES認証革だけをここで定義しようとするものではありません。したがって、原案どおりとします。
4	4-1.環境に関する基準(1)~(7)	エコレザー基準	革製手袋の多くは海外で製造を行っており、皮革も現地調達が増えている。輸入皮革に関するエコレザー証明は海外タンナーの証明でよいのか。	証明書の発行者として指定されている事業者が海外の場合は、日本の事業者である場合と同様に扱います。従いまして、海外の場合でも、証明書の発行者に該当する事業者から認定基準に適合することを示す証明書を発行いただければ結構です。
5	4-1.環境に関する基準(1)~(7)	エコレザー基準	現状として日本エコレザーをはじめとするエコレザー認定のための第三者機関等の証明に関する試験料が高すぎて、エコレザーに対する製革業者の対応は必ずしも前向きであるとは思えない。よって、せっかくこれらの商品について番号を取得しようと思っても障害があるのではないのか。懸念される事項として検討してはどうか。	(社)日本皮革産業連合会による日本エコレザー認定を取得した革材料数は、認定を開始して半年で100近くにのぼり、徐々に増加していることから、今後、製革業者のエコレザーへの取り組みも進んでいくと考えられます。エコレザーの試験費用は、他のエコマーク基準で求めている重金属試験費用などと比較しても、極端に高額とは言えないと考えます。エコマークで日本エコレザー基準値を採用することにより、更なる企業努力とエコレザーの普及を期待しています。したがって、原案どおりとします。
6	4-1.環境に関する基準(1)	革材料の原皮の動物種	製品に使用できる革の種類を、牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって食肉の副産物に限っているが、鹿革もニュージーランドでは養殖されており、市場ではニュージーランド産が多いので対象に入れてほしい。	革材料は、資源の有効利用となる食肉の副産物であることを条件としており、原皮を採ることだけを目的とした動物から生産された皮は、対象外としています。この目的を確実にするために、対象とする動物を一般に食用に供されることが多く、野生動物のウェイトが相対的に低い種に限定することが望ましいことから、家畜商法における「家畜」の定義、国連食糧農業機関（FAO）統計で家畜頭数の上位に挙げられていることなどを勘案して、原案の5種類の動物に限定することとしました。鹿は食用にされることもあります。鹿は食用にされることもありますが、上述の「一般に食用に供されることが多く、野生動物のウェイトが相対的に低い種」であるという世界的なコンセンサスは現段階では得られていないと考えられるため、新たに対象に追加すべきとの結論には至りませんでした。したがって、原案どおりとします。

No.	意見箇所		意見内容	回答
7	4-1. 環境に関する基準 (6)	アゾ系染料、発癌性染料の使用制限	日本エコレザー基準認証では、アゾ系染料の基準については検出試験結果が必要だが、エコマークでは不使用宣言で良いのか？	エコマークでは、これまで制定している繊維製品および皮革製品関連の認定基準において、アゾ系染料への適合は、不使用を宣言することで証明していますが、本基準の証明においては、日本エコレザー基準と同様に検出試験結果を求めるよう基準を修正しました。
8	4-1. 環境に関する基準 (8)	防水剤・撥水剤の代替フロン不使用	証明書の発行者として、「防水剤・撥水剤製造業者または製革業者」とあるが、「製革業者」が防水剤・撥水剤に代替フロンを含んでいることを証明することはできない。防水剤・撥水剤に代替フロンが含まれているかどうかは、それらを製造したメーカーしか証明できない。製革業者はあくまでユーザーであり、このような揮発性の防水剤を使うことはないが、もし使ったとしてもそれに代替フロンが含まれているかどうかを証明することはできない。製革業においては防水剤・撥水剤は、加脂工程すなわち湿潤工程(水溶液での使用)で使用する。	防水剤・撥水剤は、一旦クラスト革として仕上げた後に、製革業者が塗装工程にて吹きつけすることもあります。しかしながら、噴霧剤としてフロン類を使用することはないため、本基準項目は削除しました。
9	4-1. 環境に関する基準 (8)	防水剤・撥水剤の代替フロン不使用	1.「解説」の製品ライフサイクルのB.製造においてオゾン層破壊物質の排出の懸念が示されているが、製造時に使用されるオゾン層破壊物質が、製革の薬剤由来のものか、塗装等の噴射剤由来のものか明記されていない。環境中への「排出」であれば塗装等の噴射剤のことであるのか。 2.製革業界において、皮革原反を加工するフッ素を含む撥水剤/防水剤は、水あるいは溶剤に水和した液体の状態で流通している。一般のアフターマーケットで流通している代替フロンなどを噴射剤で使用している撥水剤エアゾールスプレーとは全く異なったものである。 3.製革工程の吹き付け塗装においては自然空気をコンプレッサーによって圧縮したものを塗装工程に使用しているため、撥水剤の吹き付けにおいても、フロン/代替フロンスプレー噴射剤を塗装工程に使用することは無い。 4.疎水性の加脂剤・撥水剤はドラム中で水を溶媒として、水中において革中に含浸させるため、代替フロンガスなどのオゾン層破壊物質は介在の余地が無い。 以上の観点より、「解説」におけるB-3(オゾン層破壊物質の排出)の項目と、「付属証明書」の4-1(8)「防水剤、撥水剤の代替フロンを含むオゾン層破壊物質」という部分は、タンナーが防水革を製造する際にオゾン層破壊物質を排出するという「誤解」を消費者にイメージ付けるため不適切であると思う。	同上
10	4-1. 環境に関する基準 (13)	ベルトのコバの染色堅ろう度	検査業の立場からは、ベルトのコバ染料を裏面全体に塗布したものを提出してもらうのは困難な場合が多い。試験資料を検査所に提出してもらった後に、製造国(例えば中国など)で検査用試験資料を作成してもらうことが多く、納期がかかる。	ご意見に基づき再検討した結果、ベルトのコバそのものを試験した方が、より現実の使用に近い状態での試験ができるため、試験試料として、製品からコバ部分を長さ約14cm 採取したものを使用することと基準を修正しました。また、基準値については革材料の染色摩擦堅ろう度基準の顔料仕上げ革の基準値を採用することとしました。

No.	意見箇所		意見内容	回答
11	5.配慮事項 (2)	ゴム系接着剤 の添加剤のア レルギー	付属証明書の「記入欄」の選択肢に「ゴム系接着剤を使用していない」を入れた方がよいと思う。そもそもゴム系の接着剤を使用していないければ、アレルギー性を確認する必要は全くないと思う。	ご意見に基づき、付属証明書を修正しました。
12	6. 商品区 分、表示な ど (2)	エコマーク下 段表示	日本エコレザー認定が未取得でも「エコレザー」という文言を使用することは優良誤認を招くのではないかと思う。また、「長持ちをサポート」も「長持ち」ということは感覚的なもので個々に感じ方が異なると思うので、明確にうたってしまってもよいか疑問に思う。	エコマークの認定基準の「用語の定義」において、「エコレザー」は、「有害物質等に関する一定の基準を満足した革材料」と定義しております。「エコレザー」という言葉は、一般的に使用されている名詞であり、日本エコレザー認定をはじめ、一定の基準をクリアした革材料に使用されている言葉です。そのため、エコマークで公開している一定の基準をクリアした革材料は、「エコレザー」といえませんので、優良誤認を招く可能性は少ないと考えます。また、「長持ちをサポート」という表示は、「長持ちする」ことを主張するのではなく、長持ちするようサポートするということを示しています。具体的には、長期使用に配慮した設計・製造、修理の相談窓口の設置、長く使用するための取扱方法に関する消費者への注意喚起等を行っていることを意味しておりますので、消費者に過度な期待を抱かせるものではないと考えます。したがって、原案どおりとします。
13	6. 商品区 分、表示な ど (2)	エコマーク下 段表示	エコマーク下段表示は、「人体・環境に対する影響負担が少ないと認められたレザーを使用」とするのが望ましいのではないか。エコレザーの定義の記載は、ほとんど人目に付かないのでやめた方がよいと思われる。	ご意見に基づき検討した結果、エコマーク下段に「エコレザー」という言葉の代わりに「有害化学物質等の基準を満たした革を使用」と表示し、マーク近傍にエコレザーの定義を記載しない表示も選択できることとしました。 

意見総数:13 / 意見者数:10名